

ハイヤー・タクシー事業における新型コロナウイルス感染防止マニュアル

令和2年3月24日(火)現在
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会

1 事業所における感染防止対策(代表者・全従業員対象)

番号	実施項目	取組内容	備考
(1)	検温及び体調のチェック	全従業員(事務員、管理者、乗務員等)は、毎日、検温及び体調をチェックし、異常がある場合には無理に出勤せず、事業所・営業所へ連絡を入れて指示を受ける。	※ 出勤前
(2)	手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用の徹底	全従業員(事務員、管理者、乗務員等)は、手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用の徹底に努める。	
(3)	アルコール消毒液等の設置	消毒用アルコール製剤等については、手指消毒が行えるように事業所、営業所の入口等に設置する。	
(4)	事業所内・営業所内の消毒	ドアノブや階段の手すり、照明のスイッチ、電話の受話器、共用パソコンのマウス等については、こまめに消毒・除菌する。	
(5)	事業所内・営業所内の換気・清掃	事業所や営業所の管理担当者等は、所内の換気と清掃に努め、トイレや洗面台などの消毒・除菌を一定時間おきに行うように指導監督する。	
(6)	感染防止対策ポスター等の掲示・案内	手洗い、うがい、手指消毒等の感染防止対策ポスター等を事業所内・営業所内に掲示し、周知徹底を図る。	
(7)	共用タオル設置の厳禁 (※ 個人用タオル使用の徹底)	トイレ等における共用使用タオルの設置については、厳禁とする。タオル等については、個人で準備して使用・管理し、共有スペース等に放置しない。	
(8)	共用うがいコップ設置の厳禁 (※ 個人用うがいコップ使用の徹底)	共用使用するうがいコップの設置については、厳禁とする。うがいコップについては、個人で準備して使用・管理し、共有スペース等に放置しない。	
(9)	共有スペース使用自粛の励行 (※ 咳やくしゃみがある従業員等)	咳やくしゃみがある従業員等については、マスクを着用し、休憩室等の共有スペースの使用は自粛するように励行する。	
(10)	マスクや消毒液等の衛生用品の確保	事業所や営業所の管理担当者等は、マスクや消毒液等の衛生用品の必要数を確保するとともに、計画を立てて備蓄に努める。	

ハイヤー・タクシー事業における新型コロナウイルス感染防止マニュアル

令和2年3月24日(火)現在
 (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会

2 運行管理者による感染防止対策(出庫・帰庫の点呼時)

番号	実施項目	取組内容	備考
(1)	手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用の徹底	運行管理者は、率先して、手洗い、うがい、手指消毒を行い、マスクを着用する。	
(2)	乗務員への手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用徹底の指示	出庫の際の点呼時においては、乗務員に対し、手洗い、うがい、手指消毒、車内の消毒・換気等を徹底するよう指示する。	※ 点呼時
(3)	点呼時における乗務員との距離(2m以上)の保持	乗務員との対面点呼時においては、2m以上の距離を保持するように努める。	※ 点呼時
(4)	乗務員の健康状態の確認	乗務員を注意深く観察し、疾病、疲労、睡眠不足等がないか確認する。	※ 点呼時
(5)	乗務員の体調不良時の対応	乗務員に体調不良がある場合には、無理に乗務させずに様子を見るとともに、発熱や咳、くしゃみ等の症状がある際には新型コロナウイルス感染症コールセンターか最寄りの保健所へ連絡する。	新型コロナウイルス感染症コールセンター 24時間対応 098-866-2129
(6)	アルコールチェッカーの消毒・除菌	アルコールチェッカーは、使用前、使用後に消毒・除菌する。	
(7)	乗務員の実践した感染防止対策の確認 (※ 帰庫時)	帰庫時においては、乗務員に発熱や体調不良がないか確認する。 また、新型コロナウイルス対策として、手洗い、うがい、手指消毒、車内の消毒、換気等の徹底を行ったか確認し、必要に応じて助言・指導する。	※ 帰庫時

ハイヤー・タクシー事業における新型コロナウイルス感染防止マニュアル

令和2年3月24日(火)現在
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会

3 乗務員の感染防止対策(職場・自宅他)

番号	実施項目	取組内容	備考
(1)	乗務員本人の体調確認	起床時に検温及び体調のチェックを行い、だるい、吐き気、発熱等、体調に異常がある場合は無理に出勤せず、事業所・営業所へ連絡を入れて指示を受ける。	※ 出勤前
(2)	家族に体調不良者がいる場合の対応	家族に発熱等の症状がある場合には、事業所等へ連絡を入れて指示を受ける。	※ 出勤前
(3)	手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用の励行	手洗い、うがい、手指消毒、マスクを着用して出勤する。	※ 出勤前
(4)	運行管理者からの感染防止対策の指示	点呼時に、運行管理者から感染防止対策の指示を受ける。	※ 点呼時
(5)	タクシー車内消毒用アルコールの確認	出庫前に、タクシー車内に消毒用アルコール製剤等が常備されているか確認する。	※ 出庫前
(6)	タクシー車内の消毒・除菌	日常点呼時(運行前)に、車両のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ等を消毒・除菌する。	※ 運行前
(7)	お客様に対する感染防止対策の説明	お客様に対しては、必要に応じて、感染防止のために乗務員がマスクを着用していること、車内の消毒を行っていることを丁寧に説明する。	※ 乗務中
(8)	お客様降車後のタクシー車内の消毒・除菌と換気	お客様が降車した際には、手すりやドア付近などお客様が触れた可能性がある箇所や、防犯仕切板など咳、くしゃみの飛沫が付着しそうな箇所をアルコール製剤などで消毒・除菌する。また、手洗い、うがい、手指消毒を行い、車内の空気を換気する。	※ 乗客降車後
(9)	タクシー車内の消毒・換気、手洗い、うがい、手指消毒 (※ 一定時間おき)	乗務中は、時間を決めて、定期的に車内の消毒・除菌、換気及び手洗い、うがい、手指消毒を行う。	※ 乗務中 駐車可能場所
(10)	手洗い、うがい、手指消毒 (※ 休憩中)	休憩、食事の前にも必ず手洗い、うがい、手指消毒を行う。	※ 休憩中
(11)	体調不良になった場合の対応 (※ 乗務中)	乗務中に発熱や体調不良を認めた時は、無理をせず事業所等へ連絡を入れ、帰庫するようにする。	※ 乗務中
(12)	手洗い、うがい、手指消毒 (※ 帰庫後)	帰庫後は、必ず手洗い、うがい、手指消毒を行う。	※ 帰庫後
(13)	タクシー車内の消毒・除菌 (※ 帰庫後)	タクシー車内のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ等の頻繁に手が触れる部分や防犯仕切板など、咳、くしゃみの飛沫が付着しそうな箇所を消毒・除菌する。	※ 帰庫後
(14)	手洗い、うがい、手指消毒 (※ 納金後)	納金後も手洗い、うがい、手指消毒を行う。(現金やチケットは多くの方が触れており、ウイルスが付着している可能性があるため。)	※ 納金後
(15)	手洗い、うがい、手指消毒 (※ 帰宅後)	帰宅後も、必ず手洗い、うがい、手指消毒を行う。	※ 帰宅後
(16)	手洗い、うがい、手指消毒 (※ 明け番・休日)	手洗い、うがい、手指消毒を行う。	※ 明け番・休日
(17)	睡眠・休養(※ 明け番・休日)	しっかりと睡眠を取り、休養に努める。	※ 明け番・休日
(18)	外出を控え、感染の機会を減らす (※ 明け番・休日)	外出を控えるとともに、やむを得ず外出する際には、人混みを避け、感染の機会を減らすように努める。	※ 明け番・休日

ハイヤー・タクシー事業者における新型コロナウイルス感染防止マニュアル

令和2年3月24日(火)現在

(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会

4 感染が疑われる者・感染者が発生した場合の感染防止対策等

番号	実施項目	取組内容	備考
(1)	新型コロナウイルス感染症コールセンターの活用	<p>新型コロナウイルス感染症に関する一般的な問い合わせや相談については、新型コロナウイルス感染症コールセンターに電話する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症コールセンター：098-866-2129</p> <p>※ 感染が疑われる者 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合</p>	
(2)	帰国者・接触者相談センター（最寄りの保健所）への連絡	<p>流行地への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴があり、発熱や咳などの症状がある従業員がいる場合には、帰国者・接触者相談センター（最寄りの保健所）へ連絡する。</p> <p>北部保健所：0980-52-5219 中部保健所：098-938-9701 南部保健所：098-889-6591 宮古保健所：0980-73-5074 八重山保健所：0980-82-4891 那覇市保健所：098-853-7971 098-853-7962</p>	
(3)	沖縄県ハイヤー・タクシー協会への報告	<p>流行地への渡航歴や感染が明らかな方との接触歴があり、発熱や咳などの症状がある従業員がいる場合には帰国者・接触者相談センター（最寄りの保健所）へ連絡するとともに、併せて沖縄県ハイヤー・タクシー協会にも報告する。</p> <p>・平日 沖縄県ハイヤー・タクシー協会：098-855-1344 ・時間外 沖縄県ハイヤー・タクシー協会 携帯：080-6494-6735</p>	<p>沖縄県ハイヤー・タクシー協会</p> <p>※報告窓口 ①教育指導課 ②総務企画課</p>
(4)	保健所からの助言・指導の要請と保健所への協力	<p>感染者が事業所または営業所において発生した場合は、保健所からの助言・指導を受けるとともに、保健所が実施する疫学調査や消毒等の感染拡大防止に関する指導等に協力する。</p>	※ 感染者発生
(5)	事業所・営業所の消毒・除菌の徹底	<p>感染者が事業所または営業所において発生した場合は、保健所からの消毒等の感染拡大防止に関する指導等を受けて、事業所・営業所の消毒・除菌を徹底して実施する。</p>	※ 感染者発生
(6)	全タクシー車両の車内の消毒・除菌	<p>感染者が事業所または営業所において発生した場合は、全てのタクシー車両のハンドル、シフトレバー、メータースイッチ、ドアノブ、防犯仕切版等の消毒・除菌を徹底して実施する。</p>	※ 感染者発生
(7)	代表者・全従業員の健康状況の把握	<p>感染者が事業所または営業所において発生した場合は、代表者を含め全従業員の検温や体調チェックを2週間程度継続して実施し、発熱等の症状を発生する者の有無を確認する。 発熱等の症状者が発生した場合には、保健所への連絡と併せて沖縄県ハイヤー・タクシー協会へも報告する。</p>	※ 感染者発生